

過去問完全マスター 7 中小企業経営・政策 改正情報対比表

平成30年5月25日時点

該当箇所	該当論点	改正前	改正後
p.88解説 ＜内容＞ 補助率	中小企業等経営強化法 (新連携)	2/3以内	1/2以内(要件に該当した場合は2/3以内)
p.98解説 選択肢ア	中小企業地域資源 活用促進法	(補助率2/3以内)	(補助率1/2以内。ただし、要件に該当した場合は2/3以内)
p.100解説 選択肢ア	中小企業地域資源 活用促進法	(補助率2/3以内)	(補助率1/2以内。ただし、要件に該当した場合は2/3以内)
p.132解説 選択肢ア	中小ものづくり 高度化法	この事業の採択を受けるためには、 <u>特定研究開発等計画の認定を経済産業大臣から受ける必要がある。</u>	この事業の採択を受けるためには、① <u>特定研究開発等計画の認定(経済産業大臣が認定)</u> 、または、② <u>地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画の承認(原則、都道府県知事が承認)</u> 、を受ける必要がある。
p.228,230,232,234解説 ブランド確立段階への支援 補助率	JAPAN ブランド 育成支援事業	〈2 / 3 補助:2,000 万円を上限〉	〈2 / 3 補助(3年目は1/2補助):2,000 万円を上限〉
p.234,236 解説 図 ブランド確立段階への支援 補助率	JAPAN ブランド 育成支援事業	2/3補助	1～2年目は「2/3補助」、3年目は「1/2補助」と記載内容を変更してください。
p.237,238 問題・解説	特許出願等にかかわる支援措置	—	全部削除 (中小ベンチャー企業、小規模企業等に対する特許料等の軽減措置の延長はなく、予定通り平成30年3月末に終了したため)
p.244,246,248,250,252解説 要件 (1)革新的サービス	ものづくり補助金	● 「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」で示された方法で行う革新的なサービスの創出等であり、3～5年の事業計画で「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成する計画であること。	● 「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」で示された方法で行う革新的なサービスの創出・ <u>サービス提供プロセスの改善</u> であり、3～5年で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること。
p.244,246,248,250,252解説 要件 (2)ものづくり技術	ものづくり補助金	● <u>わが国製造業の競争力を支える「中小ものづくり高度化法」の特定ものづくり基盤技術を活用した事業であること。</u>	● 「中小ものづくり高度化法」の特定ものづくり基盤技術を活用した <u>革新的な試作品開発・生産プロセスの改善</u> であり、3～5年の事業計画で「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成する計画であること。

該当箇所	該当論点	改正前	改正後
p.253,254 問題・解説	創業・事業承継 補助金	創業・事業承継補助金	<b>創業補助金</b>  (※ 事業承継に関する補助金は「事業承継補助金」となり、別事業となったため、本問は「創業補助金」という名称で理解してください。正式名称は「地域創造的起業補助金」ですが、受験上は暗記不要です)
p.254 解説 補助率	創業・事業承継 補助金	事業承継:2 / 3 以内	削除 (上記により、本問は「創業補助金」としての出題としたので、事業承継に関する部分は削除しました)
p.255,256 問題・解説 全文	カイゼン指導者 育成事業	<u>カイゼン指導者 育成事業</u>	<u>スマートものづくり応援隊事業</u>
p.255 問題 選択肢ウ	カイゼン指導者 育成事業	ウ <u>生産性向上のための指導を行う人材の育成・派遣事業を行う民間団体</u>	ウ <u>生産現場の工程改善やIoT・ロボット導入のための指導を行う人材の育成・派遣事業を行う民間団体</u>
p.256 解説 上から2行目	カイゼン指導者 育成事業	<u>生産性向上のための指導を行う人材(以下、「カイゼン指導者」)を育成し、現場へ派遣する事業を行う場合に、必要経費の2 / 3を補助</u>	<u>生産現場の工程改善やIoT・ロボット導入のための指導を行う人材(以下、「スマートものづくり応援隊」)を育成し、現場へ派遣する事業を行う場合に、必要経費の1 / 2を補助</u>
p.256 解説 支援内容	カイゼン指導者 育成事業	各地の産業支援機関や業界団体などの民間団体等が、 <u>製造業やサービス業の現場での経験を持つ企業OBや、現役で働く人材を対象に、カイゼン指導者を育成するスクールを運営し、育成したカイゼン指導者を中小企業・小規模事業者へ派遣する際に、必要経費の2 / 3を補助する。</u>	各地の産業支援機関や業界団体などの民間団体等が、 <u>製造業の現場での経験を持つ企業OBや、現役で働く人材を対象に、スマートものづくり応援隊を育成し、中小企業・小規模事業者へ派遣する際に、必要経費の1 / 2を補助する。</u>
p.262 解説 選択肢ウ・エ	海外ビジネス戦略 推進支援事業	—	選択肢ウ・エの解説を全部削除 (学習対象から除外してください)
p.313,314 問題・解説	グローバルニッチト ップ(GNT)支援貸付	—	全部削除 (学習対象から除外してください)
p.348 解説4	事業承継円滑化の ための税制	譲渡益全体について譲渡益課税 (20.15%)が適用	譲渡益全体について譲渡益課税 ( <u>20.315%の分離課税</u> )が適用

該当箇所	該当論点	改正前	改正後
電子版p.3 問題 選択肢ウ	地域間交流支援事業 (RIT 事業)	ウ メンバーの3分の2以上が中小企業であることが、この事業の対象となる条件である。	ウ <b>中小企業5社以上の参加</b> およびメンバーの3分の2以上が中小企業であることが、この事業の対象となる条件である。
電子版p.4 解説 本文	地域間交流支援事業 (RIT 事業)	支援対象者は、地域に集積する産業を代表できる組織(自治体, 商工会・商工会議所, 業界団体, 有志の協議会, またはそれらが一緒になったコンソーシアム等)であり、メンバーの2/3以上が中小企業であることが条件	支援対象者は、地域に集積する産業を代表できる組織(自治体, 商工会・商工会議所, 業界団体, 有志の協議会, またはそれらが一緒になったコンソーシアム等)であり、 <b>中小企業5社以上の参加</b> およびメンバーの2/3以上が中小企業であることが条件
電子版p.4 解説 選択肢ア	地域間交流支援事業 (RIT 事業)	支援対象者は、地域に集積する産業を代表できる組織(自治体, 商工会・商工会議所, 業界団体, 有志の協議会, またはそれらが一緒になったコンソーシアム等)であり、メンバーの2/3以上が中小企業であることが条件	支援対象者は、地域に集積する産業を代表できる組織(自治体, 商工会・商工会議所, 業界団体, 有志の協議会, またはそれらが一緒になったコンソーシアム等)であり、 <b>中小企業5社以上の参加</b> およびメンバーの2/3以上が中小企業であることが条件

※ この改正情報対比表は、平成30年5月25日時点の情報となります。上記をご確認の上、ご対応ください。なお、試験日前日までに新しい改正が判明次第、HPに情報を掲載いたしますので、あわせてご確認ください。